



令和5年度 入園のご案内

新発田市
こども課

新潟県新発田市
中央町3-3-3

(TEL) 0254-28-9230

(FAX) 0254-28-9240

目 次




1	保育園、認定こども園、幼稚園等の利用について	1
2	給付認定について	1
3	保育を必要とする理由について	2
4	保育の必要量について	2
5	利用できる施設の選択について	3
6	保育園、認定こども園（2号・3号認定）の入園までの流れについて	4
7	利用調整の基準等について	5
8	申込書類について	7
9	申込書類提出時の注意点について	8
10	申込書類の記載例について	9
11	保育料について	17
12	提出前の最終確認について【チェック表】	23
巻末資料	保育園、認定こども園、幼稚園一覧	24
巻末資料	利用にあたっての主な注意点等	25

1 保育園、認定こども園、幼稚園等の利用について

「子ども・子育て支援新制度」では、保護者が保育園、認定こども園、幼稚園等（特定教育・保育施設）を利用した場合は、教育・保育に要する費用について、国・県・市が給付費として支払うことになります。このため、給付の対象となる施設等を利用する場合は、**教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定（以下、給付認定という。）を市へ申請し、認定を受ける必要**があります。

2 給付認定について

3つの給付認定区分に応じて、利用できる施設が決定します。

区分	認定基準	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上で教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園 
2号認定	保育認定	満3歳以上で、保護者が就労等の「保育の利用を必要とする理由」に該当し、保育を希望する場合	保育園 認定こども園 
3号認定	保育認定	満3歳未満で、保護者が就労等の「保育の利用を必要とする理由」に該当し、保育を希望する場合	保育園 認定こども園 

※「満3歳」とは、令和5年度中に3歳の誕生日を迎えることをいいます。

幼稚園、認定こども園、保育園の特長は、概ね次のとおりです。

区分	公立幼稚園	認定こども園		公立保育園	私立保育園
	1号	1号	2号・3号	2号・3号	
認定区分	1号	1号	2号・3号	2号・3号	
対象年齢	満3歳から小学校就学前まで	満3歳から小学校就学前まで	乳児から小学校就学前まで	乳児から小学校就学前まで	
1日の教育・保育時間	4時間（標準）	4時間（標準）	保育標準時間 最大11時間	保育標準時間 最大11時間	
			保育短時間 最大8時間	保育短時間 最大8時間	
申請先	公立幼稚園	認定こども園	市	市	
契約	市	認定こども園		市	
保育料の決定	－	－	市 (0歳児、1歳児)	市 (0歳児、1歳児)	
保育料の徴収	－	－	認定こども園 (0歳児、1歳児)	市 (0歳児、1歳児)	
給食費相当分の保育料の徴収 ※2歳児のみ	－	－	認定こども園 (2歳児)	市 (2歳児)	
副食費の徴収	公立幼稚園	認定こども園 (満3歳以上児)	認定こども園 (3歳児以上児)	市 (3歳児以上児)	私立保育園 (3歳児以上児)

※対象年齢（月齢）や開園時間等は施設によって異なります。詳細は巻末をご覧ください。

3 保育を必要とする理由について

2号又は3号認定を受ける場合は、**保護者のいずれもが次のいずれかの理由に該当する必要がある**があります。

理由	要件	通園できる期間 (給付認定期間)	保育必要量	チェック
1 就労等	常態として月48時間以上の就労をしている場合（パート、夜間、居宅内労働など、基本的にすべての就労を含む。産休・育休も含む。）	就労している期間	標準時間/ 短時間 (育児休業中は短時間)	<input type="checkbox"/>
2 妊娠・ 出産	出産前後のため保育ができない場合	原則として産前産後4か月以内	標準時間/ 短時間	<input type="checkbox"/>
3 疾病・ 障がい	病気・負傷・心身に障がいがある場合	診断書に記載された療養が必要な期間。障がいの場合は最長就学前まで (資格喪失の場合は喪失した月の末日まで)	標準時間/ 短時間	<input type="checkbox"/>
4 介護等	常態として親族の介護・看護をしている場合	介護等が必要な期間	標準時間/ 短時間	<input type="checkbox"/>
5 災害 復旧	火災や風水害、地震などで家屋を失ったり、破損のため復旧にあたる場合	復旧に必要な期間	標準時間/ 短時間	<input type="checkbox"/>
6 求職 活動	求職活動を行っている場合 (起業の準備を含む。)	利用開始月から3か月間 (3か月間以内に就労証明書の提出があれば、就労している期間に変更)	短時間	<input type="checkbox"/>
7 就学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。)	卒業又は退学した月の末日までの期間	標準時間/ 短時間	<input type="checkbox"/>

※チェック欄を利用して要件を満たしているか確認してください。

4 保育の必要量について

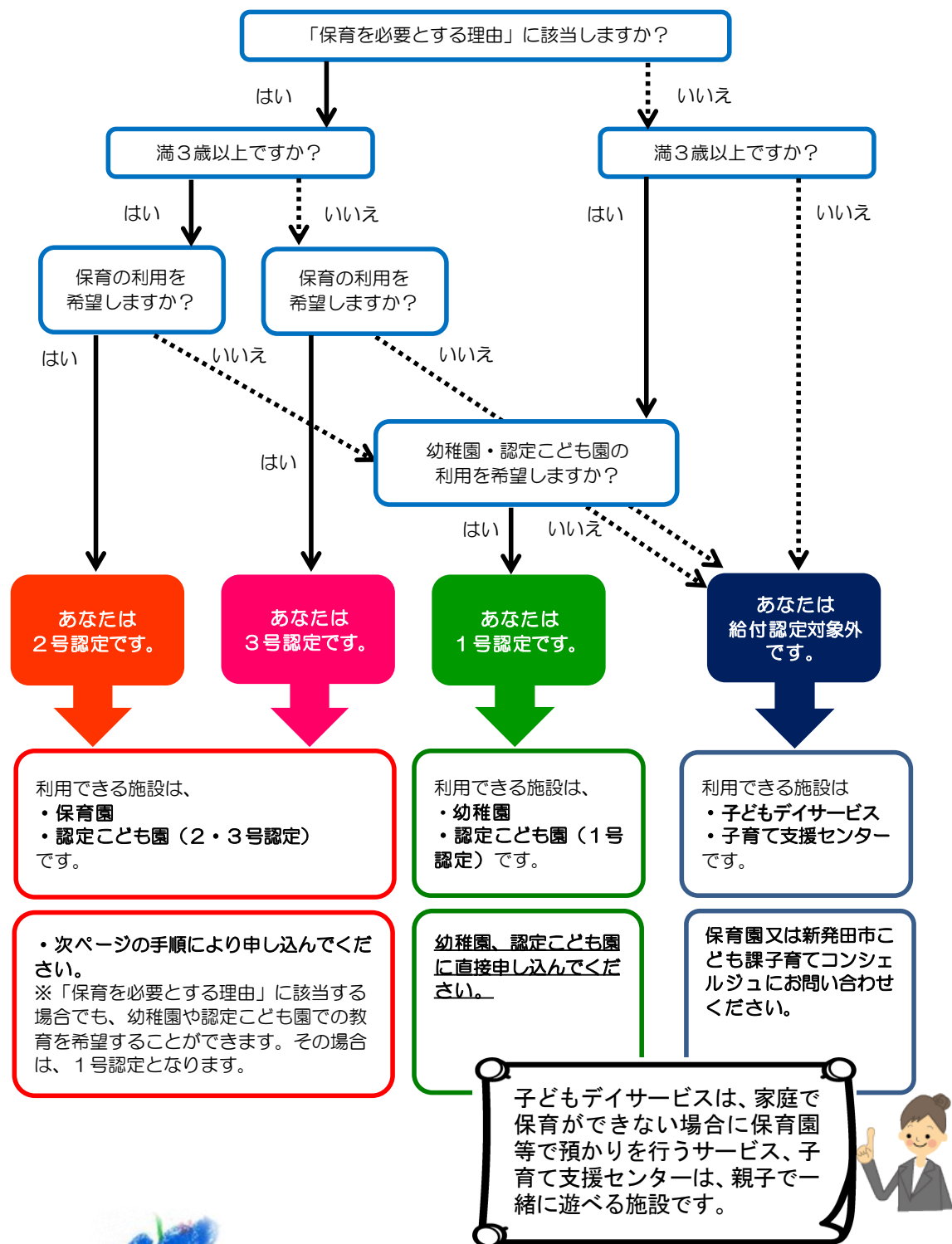
保護者の就労実態等に応じて、施設を利用することができる時間の最大限枠として、2つの区分があります。

区分	保育利用時間	保護者の状況
保育標準時間	1日最大11時間	原則、月120時間以上の就労等
保育短時間	1日最大8時間	月48時間以上120時間未満の就労、求職活動等

※月120時間未満の就労であっても、通勤時間、勤務時間帯等の事情で施設が設定する保育短時間の範囲を超える場合は、保育標準時間で認定することがあります。

5 利用できる施設の選択について

次のフロー図により利用できる施設を確認し、各種手続きを行ってください。



6 保育園、認定こども園（2号・3号認定）の入園までの流れについて

◆1次募集（受付場所：こども課窓口）

受付期間	対象者等
令和4年10月3日（月） ～10月26日（水）〆切 ※午前8時30分～午後5時15分 （土・日・祝日を除く。）	・令和5年4月に入園を希望される方（育休復帰の場合は、復帰日に合わせて5月～10月入園の申し込みができます。また、未出生のお子さんも申し込みできます。 ※但し、出産予定日が令和5年8月1日までの方） ★今年度から申込受付期間が短縮されます。 ★受付場所はこども課のみとなります（郵送も可※10月26日（水）必着）。 ※園で申込受付はできませんのでご注意ください。

◆2次募集（受付場所：こども課窓口）

受付期間	対象者等
令和5年2月1日（水） ～2月9日（木） ※午前8時30分～午後5時15分 （土・日・祝日を除く。）	・ 1次募集に申し込みができなかった方で、令和5年4月に入園（転園）を希望される方 ・1次募集で定員に満たなかった施設や退園等により欠員が生じた施設が対象となります。

◆5月以降の各月途中入園（受付場所：こども課窓口）

受付期間	対象者等
入園希望月の前月1日～5日 （5日が土・日・祝日の場合は翌開庁日）	・年度途中の入園（転園）を希望される方 ・定員に満たなかった施設や退園等により欠員が生じた施設が対象となります（こども課及びHPで毎月公開）。



保育園等を利用するにあたり利用調整を行います。

第1希望の園ごとに、保育の必要度の高い順に受け入れを行います。新発田市入園選考基準表に基づき、利用申請者ごとの保育の必要度（優先順位）を算定し、入園決定を行います（指数の高い方が優先です。**求職活動の場合は、就労等の方の調整後抽選会を行います。**）。

第1希望で決定しない場合、第2希望、第3希望で同様の利用調整を行います。なお、それでも決定しない場合、その他の施設を希望している保護者には、空きのある施設を紹介します。

※転園希望の場合、希望どおり入園できない場合でも在園中の施設に優先してもどることはできません。

◆スケジュール（目安）

流れ	内容	1次募集	2次募集	各月途中入園
①	保護者から申込書類の提出	10/3～10/26	2/1～2/9	希望月の前月5日
②	第1希望園で面接	11月（別途通知）	実施しない	実施しない
③	利用調整	12月～1月	2月下旬	前月5日～
④	入園承諾書類の発送	1月下旬	3月上旬	前月10日～
⑤	各園での入園説明会	2月～3月	各園で個別面談	各園で個別面談
⑥	入園	4月～10月	4月	5月以降の希望月

※1次募集の面接は、施設ごと、年齢ごとに募集定員を超過した場合のみ実施します。



7 利用調整の基準等について

別表第1

新発田市入園選考基準表

保育の必要性について

	事由	適用条件		指数	父	母	
1	就労	外勤	週5日 又は 月20日 以上勤務	1日8時間以上の就労を常態	10		
				1日6時間以上の就労を常態	8		
				1日4時間以上の就労を常態	6		
				1日4時間未満の就労を常態	4		
			上記以外	1日8時間以上の就労を常態	9		
				1日6時間以上の就労を常態	7		
				1日4時間以上の就労を常態	5		
				1日4時間未満の就労を常態	3		
		自営業・ 農業	主たる 従事者	1日8時間以上の就労を常態	10		
				1日6時間以上の就労を常態	8		
				1日6時間未満の就労を常態	6		
			家族 協力者	1日8時間以上の就労を常態	9		
				1日6時間以上の就労を常態	7		
				1日4時間以上の就労を常態	5		
1日4時間未満の就労を常態	3						
内職	1日6時間以上の就労を常態			6			
	1日4時間以上の就労を常態	4					
	上記以外の従事者	2					
2	妊娠・出産	産前産後各2か月以内		10			
3	疾病・障がい	入院・療養	概ね1か月以上入院又は寝たきり	10			
			精神性等疾病	8			
			その他一般的な疾病	4			
	心身障がい	身障手帳1・2級または療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級		10			
身障手帳3・4級または療育手帳B		6					
4	介護(看護)	常時観察と介護をしている		8			
		上記以外で介護をしている		6			
5	災害復旧	常時災害の復旧にあたっている場合		10			
6	求職活動	起業準備を継続的に行っている場合		5			
		求職活動を継続的に行っている場合		0			
7	就学	学生・職業訓練(通信教育と期間限定は除く)		*1			
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合		10			
9	その他	その他、明らかに保育できないと認められる場合		10			

*1 指数は拘束時間による(外勤の時間に準ずる)

選考基準指数合計	調整指数(1)	調整指数(2)	調整基準指数合計	合計指数

別表第2

入園選考調整基準

(1) 優先利用

1	ひとり親家庭 (それと同等の状況にある場合も含む)	同居親族なし	+ 10
		同居親族あり	+ 4
	単身赴任中の世帯		+ 1
2	生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)		+ 3
3	生計中心者の失業及び疾病により、就労の必要性が高い場合		+ 1
4	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合		+ 1
5	子どもに障がいがあり、他に入園できる保育園・認定こども園等がない場合		+ 2
6	育児休業を取得しており、復帰する場合		+ 1
7	きょうだいが在園中の保育園・認定こども園等の利用を希望する場合		+ 7
8	小規模保育事業などの卒園児童		+ 2
9	保育士等の子ども(保護者が新発田市内の保育園・認定こども園等で保育士等として勤務予定の場合に限る)		+ 3
10	上記1～5のうち2つ以上の項目に該当した場合		+ 5

(2) その他の家庭状況

1	保育園の所在する小学校区域内に住所を有する3歳以上児(本庁地区を除く)	+ 1
2	希望園でない保育困難(乳児等特別保育又は送迎困難な場合等)	+ 2
3	申込児童以外の子どもを保育園・認定こども園等に預けていない	- 1
4	勤務時間内において拘束性に比較的柔軟性があると判断される	- 2
5	育児休業中であって、入園希望年度内に復帰をしない場合	- 2

別表第3

合計指数が並んだ場合に考慮する事項

優先順位	項目
1	きょうだいが当該保育園を現に利用している世帯
2	父母の選考基準指数合計が高い世帯
3	申請締め切り時に保育料または副食費等を滞納していない世帯
4	養育する小学生以下の子どもの人数が多い世帯
5	保育の協力者(市内に居住する祖父母等)がない世帯
6	父母の合計所得がより少ない世帯

8 申込書類について

①全ての方から提出いただく書類

必要書類	備考
1 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書	記載例を参考に記入してください。 ※添付書類は②を参照してください。
2 保育園等入園申込書	記載例を参考に記入してください。
3 生活調査票	お子さんの状況を記載してください。

②給付認定申請書に添付する書類（※必要に応じて、その他の書類を求める場合があります。）

保育を必要とする理由		必要書類	
1 就労等	・企業等に勤務 (内定も含む) ・産前産後休業中・ 育児休業中で復帰予定	「就労証明書」 (内定しているが、就労後にしか提出できない場合は、 「求職活動(起業準備)に関する申立書」)	
	・自営業 ・農業 ・内職等	「保育認定のための 申立書 その1」 (自営業・農業等であっても、法人化し、かつ、 家族経営規模を超える場合は、「就労証明書」)	事業・内職等を営んでいることが 確認できる書類
2 妊娠・出産	「保育認定のための 申立書 その2」	母子手帳の写し(表紙と分娩予定 日が記載されているページ)	
3 疾病・障がい		診断書、身体・精神・療育手帳の 写し、介護保険証等の写し等	
4 介護等		罹災証明書の写し	
5 災害復旧			
6 求職活動	「求職活動(起業準備)に関する申立 書」	ハローワーク登録証等の写し	
7 就学	「保育認定のための 申立書 その2」	在学証明書又は学生証の写し、 カリキュラム等、授業時間の分かるもの	



保育を必要とする理由が就労等であっても募集期限までに勤務証明書等の提出がない場合や、書類に不備がある場合は、「6 求職活動」として利用調整を受けることとなりますので、十分注意のうえ確認をしてください。

きょうだい2人以上で同時に申し込みをする場合、上記②の書類は、1人(下の子)は原本、きょうだいの分は写しでも可能です。



9 申込書類提出時の注意点について

マイナンバーを利用した自治体間での情報連携により、入園に必要な情報を把握するため、支給認定申請書にマイナンバーの記入が必要です。



マイナンバー制度では、給付認定申請書の提出時に本人確認と個人番号確認が必要となります。確認方法は次のとおりです。本人確認と個人番号の確認ができるものをお持ちください。郵送で申し込む場合は、写しを同封の上ご提出ください。

・個人番号カードをお持ちの場合

個人番号の確認（正しい番号かどうか） + 本人の確認（番号の正しい持ち主かどうか）



個人番号カード（これ1枚で番号の確認と本人の確認ができます。）
※個人番号カードを取得するには、別途申請が必要になります。

・個人番号カードをお持ちでない場合

個人番号の確認（正しい番号かどうか）



通知カード
又は
個人番号記載の住民票

+

本人の確認（番号の正しい持ち主かどうか）



運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなど

※顔写真が無いものは2種類以上の本人を確認できるものが必要です。（例：国民健康保険被保険者証と年金手帳）



申請者（施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書の保護者）と申請書を持参される方が異なる場合、委任状が必要となります。申請書の下欄の委任状記載欄に必ず記入のうえ提出してください。

委任した場合は、本人確認は代理人に対して行い、個人番号確認は申請者のものを確認します。



10 申込書類の記載例について

2号・3号認定申請用

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

申込書提出日 令和 4 年 10 月 3 日

「申請者（保護者名）」「同意事項の保護者氏名」「保育園等入園申込書（別紙）の保護者」欄は、同一の方をご記入ください。

申請者(保護者)氏名 新発田 一部

施設型保育給付費等の給付認定を申請します。

申請児童	氏名 新発田 太郎	生年月日 平成 令和 4 年 6 月 1 日	性別 男・女	障害者手帳等の有無 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
保護者住所	新発田市中央町3-3-3				
認定希望期間	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日まで				
保育を必要とする理由	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()			
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()			
希望する利用時間	8 時 10 分 から 17 時 00 分 まで				
世帯の状況	続柄	氏名	生年月日	年齢	令和4年1月1日現在の住所
	父	新発田 一部	S <input checked="" type="radio"/> H <input type="radio"/> 3 年 5 月 11 日	31	<input checked="" type="checkbox"/> 新発田市内 <input type="checkbox"/> 新発田市外 ()
	母	新発田 秋子	S <input checked="" type="radio"/> H <input type="radio"/> 61 年 3 月 18 日	36	<input type="checkbox"/> 新発田市内 <input checked="" type="checkbox"/> 新発田市外 (新発田市中央町)
	祖父	新発田 育夫	T S <input checked="" type="radio"/> H <input type="radio"/> R <input type="radio"/> 37 年 11 月 30 日	59	
	祖母	新発田 愛子	T S <input checked="" type="radio"/> H <input type="radio"/> R <input type="radio"/> 38 年 11 月 28 日	58	区名等まで正確に明記
	叔父	新発田 春夫	T S <input checked="" type="radio"/> H <input type="radio"/> R <input type="radio"/> 13 年 8 月 29 日	21	
	姉	新発田 花子	T S <input checked="" type="radio"/> H <input type="radio"/> R <input type="radio"/> 28 年 12 月 23 日	5	
		T S H R	年 月 日		
別居している養育児童	氏名: 新発田 次郎 (生年月日: 平成30年4月1日) 住所: ○○県○○市△-△ 給付認定申請児童との続柄: 兄				
新発田市が施設型給付費・地域型保育給付費等の給付認定に必要な世帯情報及び市町村民税の閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額及び必要と認められる場合、保育園及び認定こども園に対して提示する場合は記載不要					
保護者氏名 新発田 一部					
委任状	施設型給付費・地域型保育給付費等の給付認定申請に伴い、個人番号の提供を下記の者を代理人に定め委任します。				
	代理人(受任者)	住所 新発田市中央町3-3-3	氏名 新発田 秋子		
	申請者(委任者)	住所 新発田市中央町3-3-3	氏名 新発田 一部		
教育・保育給付認定証の交付の希望			<input type="checkbox"/> 交付を希望する ※交付を希望しない場合、給付認定に係る事項がすべて記載された場合のみチェックを付けてください。		
【裏面の個人番号記載欄へも、記載をしてください】					
裏面の個人番号記載欄も記載してください。					

3か月以内の日付であれば有効

就労証明書

新発田市 宛



証明日 西暦 2022 年 10 月 3 日
 事業所名 ○×株式会社
 代表者名 新潟 二郎
 所在地 新潟市○○区○○町○-○
 電話番号 025 - △△△ - △△△
 担当者名 越後 三郎
 記載者連絡先 0254 - ×× - ××××

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input checked="" type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他 ()
2	フリガナ 本人氏名	シバタ イチロウ 新発田 一郎 生年月日 1991 年 5 月 11 日
3	本人住所	新潟県新発田市中央町3-3-3
4	雇用(予定)期間等	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2005 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日
5	就労先事業所名	○×株式会社 新発田支店
6	就労先住所等	就労先住所(所在地) 新発田市○○町○-○ 通勤手段 <input type="checkbox"/> 電車・バス 自宅の最寄り() 就労先の最寄り() <input type="checkbox"/> 徒歩・自転車のみ <input checked="" type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他 ()
7	就労先電話番号	0254 - △△ - △△△△
8	雇用の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他 ()
9	就労時間 (固定就労の場合)	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 合計時間 月間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 1,200 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 30 分 ~ 17 時 30 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
10	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
11	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2022 年 7 月 年月 2022 年 8 月 年月 2022 年 9 月 20 日/月 160 時間/月 22 日/月 176 時間/月 20 日/月 160 時間/月
12	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
13	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
14	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日
15	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
16	保育士資格等	資格・免許取得状況 <input type="checkbox"/> 保育士資格 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭免許 保育士等としての勤務実態の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
17	備考欄	※上記以外の勤務内容(勤務時間など)がある場合はご記入ください。

(※事業者証明欄はここまで)

保護者記載欄

児童名	新発田 太郎	生年月日	2022 年 6 月 1 日	本人との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 () <input type="checkbox"/> 申込み中 ()				
児童名	新発田 花子	生年月日	2016 年 12 月 23 日	本人との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の利用状況等	<input checked="" type="checkbox"/> 利用中 () <input type="checkbox"/> 申込み中 ()				
児童名		生年月日	年 月 日	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 () <input type="checkbox"/> 申込み中 ()				

保育認定のための申立書 その1 (自営業、農業、内職)

保護者の方へ

自営業、農業、内職に従事されている場合、こちらの申立書の事業所(勤務先)記入欄を、**事業の代表者が記入・証明し、入所児童の人数分を提出**してください。(2人目以降はコピーで可)

申立ての内容・添付書類の内容によっては、**確認のための連絡をする場合があります。**

また、勤務の実態・予定がないにも関わらず申立てを行い、**その虚偽が判明した場合、入園を取り消します。**

内容に変更が生じた際は、新たに提出してください。

保護者記入欄	
勤労者氏名	新築田 秋子
勤労者住所	新築田市 中央町3-3-3
児童との続柄	父 (母) 祖父・祖母
保育施設名	入所児童名 (原簿数分コピーし提出ください)
	新築田 太郎 平成・令和 4年 6月 1日生
	平成・令和 年 月 日生
	平成・令和 年 月 日生

事業所(勤務先)記入欄	
業 種	<input checked="" type="checkbox"/> 自営業(会社又は店名等 <input type="checkbox"/> × 美容院) <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他 ()
事業・内職を営んでいることが確認できる書類(いずれかを添付してください)	<input type="checkbox"/> 代表(証明)者の確定申告書控えの写し(勤労者氏名が明記されたもの) <input checked="" type="checkbox"/> 営業許可書の写し ※開業1年目のみ <input type="checkbox"/> 開業届の控えの写し ※開業1年目のみ <input type="checkbox"/> 業務委託契約書等、事業・内職の受発注が行われていることが確認できる書類写し <input type="checkbox"/> その他の就労の実事が証明できる資料の写し ()
勤務開始日	昭和・平成・令和 5年 4月 1日
労働時間・勤務日数・休日(該当曜日に丸をつけてください)	午前・午後 9時 00分 ~ 午前・午後 18時 30分 (休憩時間含む) [勤務日数] 平均 週 _____日勤務 又は 月 _____日勤務 [休 日] 月・火・水・木・金・土・日・祝日・不定休(月 _____日)
仕事の内容(その他備考)	具体的に記入してください (農業の場合は <u>耕作面積、作物等もご記入ください</u>) 美容院の受付及びカットなど。 現在、△月△△日～△△月△日まで育児休暇取得中。

(あて先)新築田市長 上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 4 年 10 月 1 日

住所 新築田市中央町3-3-3
 事業所名 ○×美容院
 代表者名 芝田 夏子
 電話番号 0254 (△△) △△△△
 担当者名 芝田 秋男



※ 実際の勤務地が上記事業所と異なる場合はご記入ください。

所在地:

勤務先の名称:

電話: ()

備考(上枠に記入しきれない、又は別途記載が必要な内容がありましたら、ご記入ください。)

※上記以外の勤務内容(勤務時間など)がある場合はご記入ください。

受 領 印	
市	園

保育認定のための申立書 その2 (介護・看護、妊娠・出産、疾病・障害、その他事由)

保護者の方へ

親族の介護・看護、妊娠・出産、疾病・障害、またはその他の事由により、児童の家庭での保育が困難である場合、**入所児童の人数分**の提出をお願いいたします。(2人目以降はコピーで可)

申立ての内容・添付書類の内容によっては、**確認のための連絡をする場合**があります。

また、**虚偽が判明した場合、入園を取り消します。**

児童情報

保育施設名			
児童氏名	新発田 太郎 (平成・令和 4 年 6 月 1 日生)	(平成・令和 年 月 日生)	(平成・令和 年 月 日生)

介護・看護のため保育困難な場合

介護・看護を受けている方	住所	<input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 (住所: 新発田市〇〇町〇番〇号)	
	氏名	新発田 ヨリ	
	症状	病名 (<input type="checkbox"/> 〇〇〇)	
手帳の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (級)	<input type="checkbox"/> 療育手帳 (A B)
		<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 (級)	<input type="checkbox"/> 要介護認定 (級) 要支援 ()
		<input type="checkbox"/> なし	
介護・看護状況	自宅介護	内容: <input checked="" type="checkbox"/> 食事・ <input checked="" type="checkbox"/> 入浴・排泄・炊事洗濯・その他 ()	
		介護・看護にあたっている日数 1週間当たり (4) 日 <input checked="" type="checkbox"/> 午前・午後 7 時 00 分 ~ 午前・ <input checked="" type="checkbox"/> 午後 18 時 00 分	
	入院・通所付き添い	入院・通所先 (<input type="checkbox"/> △△医院)	
		通院・通所に付き添う日数 1週間当たり (1) 日 <input checked="" type="checkbox"/> 午前・午後 9 時 00 分 ~ <input checked="" type="checkbox"/> 午前・午後 10 時 30 分	
添付書類 ※必ずいずれかを添付		<input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 (表面、中面) の写し <input type="checkbox"/> 療育手帳の写し <input checked="" type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> その他 ()	

妊娠・出産、疾病・障害、その他事由のため保育困難な場合

保育困難な事由 (その他の場合、詳細をご記入ください)	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> その他 ()
添付書類等 ※必ずいずれかを添付	<input type="checkbox"/> 【妊娠・出産の方】…母子手帳 (表紙と分娩予定日記入欄) の写し <input type="checkbox"/> 【疾病の方】…病気の状況・保育が困難な期間が記入された診断書 <input type="checkbox"/> 【障害の方】…身体・精神・療育手帳の写し <input type="checkbox"/> 【就学の方】…在学証明及び時間割と1週間の登校日数がわかる書類写し <input type="checkbox"/> 【その他の方】…原則不要ですが、事由により別途依頼する場合があります

(あて先) 新発田市長 上記のとおりであることを申し立てます。

令和 4 年 10 月 1 日

住 所 **新発田市中心町3-3-3**

氏 名 **新発田 一郎**

(児童との続柄: 父・母・祖父・祖母)

受 領 印	
市	園

求職活動（起業準備）に関する申立書

保護者の方へ

入所児童が複数人いる場合は、人数分の提出をお願いいたします。（2人目以降はコピーで可）

児童情報

保育施設名			
児童氏名	新発田 太郎 <small>（平成 〇 年 〇 月 〇 日生）</small>	<small>（平成・令和 年 月 日生）</small>	<small>（平成・令和 年 月 日生）</small>

活動状況

求職活動・ 起業準備状況	<input type="checkbox"/> 1. ハローワークを利用して求職活動をしている →登録証の写しを添付してください <input type="checkbox"/> 2. 入園後に求職活動を行う →入園後速やかにハローワーク登録証写し等の提出が必要です <input type="checkbox"/> 3. 就労内定しているが、就労後しか勤務証明書が提出できない →下記に就労内定先を記入してください。就労後、ただちに勤務証明書を提出してください。 <input type="checkbox"/> 4. 起業準備を行っている →下記に起業予定を記載してください <input checked="" type="checkbox"/> 5. その他（ ネットで就職先を探している ）
-----------------	--

内定先・企業予定情報

就労（起業）予定年月日	令和 年 月 日から
会社名	
就労（起業）先住所	
勤務時間	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分
電話番号	
代表者氏名	

※電話確認をする場合があります

誓約書

私は求職活動期間中の保育所利用について、以下を了承し、誓約します。

1. 上記記載事項に相違なく、**虚偽が判明した場合、退園すること。**
2. 勤務が決定していない場合には、毎月市が指定する日までに、**求職活動状況報告書を提出し、求職活動していることを証明すること。**
3. **求職活動のための保育施設利用期間は最大3ヶ月**であり、この間に勤務証明書の提出ができない場合は退園すること。

（あて先）新発田市長

令和 4 年 10 月 1 日

住所 新発田市中央町3-3-3

氏名 新発田 秋子

（児童との続柄：父（母）祖父・祖母）

受領印	
市	園



求職活動内容報告書の提出について

新発田市こども課

保護者が求職活動を行っている場合、保育認定期間は入園後3か月となり、認定満了までに、就労（就労内定）により就労証明書等の提出が確認できなければ、退園いただく場合があります。

つきましては、入園後確実に求職活動を行っていることの確認として、下記「求職活動内容報告書」により毎月月末までに報告をお願いします。

■提出先

お子さんが入園している保育園・認定こども園

■問い合わせ先

新発田市こども課 こども入園係
Tel 0254-28-9230

求職活動内容報告書

園名 〇〇保育園 児童名 新発田 太朗 (平成 令和 4年 6月 1日生)

求職活動中の保護者名 新発田 秋子

月 日	照会をしたまたは面接を受けた会社名 (電話番号)	結果または状況 (例:「不採用」「(〇月〇日に面接予定)」等)
4月 10日	○× 株式会社 0254-22-XXXX	不採用
	△△ 株式会社 0254-24-XXXX	不採用
4月 24日	〇〇 書店 0254-22-XXXX	4月21日 面接 結果待ち

第1号様式(第2条関係)

園コード	0	1	2	3	4	5
------	---	---	---	---	---	---

保育園等入園申込書

新発田市 様 (認定こども園長 様)

次のとおり保育園・認定こども園への入園を申し込みます。

入園児童氏名	ふりがな しばた たちろう 氏名 新発田 太郎	性別	男	生年月日	平成 令和 4年6月1日生 (未出生の場合、予定日を記入してください) 令和5年4月1日現在 0歳
入園を希望する保育園名	新発田 太郎	入園を希望する理由	入園調整について		
第1希望	〇〇保育園	家の近く	■第1希望園の申し込みが定員を超過した場合は、申込書類及び新発田市入園選考基準表に基づき、保育の必要度(優先順位)を算定し、入園決定します。		
第2希望	〇〇園	職場の近く	■第1希望で利用園が決定しない場合は、第2希望以下で同様に必要度を算定し決定します。		
第3希望	〇〇園	職場の近く			
第4希望	〇〇園	通勤経路			
第5希望	〇〇園	通勤経路			

ふりがな	しばた たちろう
氏名	新発田 太郎
入園に関する連絡先	(連絡のつきやすい順にご記入ください) 父(母) その他() Tel 090 (×××××)××××× 父(母) その他() Tel 080 (×××××)××××× 父・母・その他(自宅) Tel 0254 (×××)××××× 〒 957-0053 新発田市 中央町3-3-3
住所(入園時の住所)	〒 957-0053 新発田市 中央町3-3-3
申込時住所(入園時の住所と異なる場合のみ記入)	〒 ××××-×××××× 〇〇県△△市〇-〇
入園希望期間	令和5年4月1日から 令和11年3月31日まで 土曜日利用 有
登園～降園予定時間	8時10分 から 17時00分

※同居者全員(単身赴任含む)を記入してください。

区分	入園児童との続柄	ふりがな氏名	性別	生年月日	年齢	勤務先・就労状況等
父	新発田 太郎	男	S.H. 37年5月11日	31	〇×株式会社	
母	新発田 秋子	女	S.H. 61年3月18日	36	〇×美容院	
祖父	新発田 育夫	男	T.S.H. 37年11月30日	59	農業	
祖母	新発田 愛子	女	T.S.H. 38年11月28日	58	曾祖母の介護	
叔父	新発田 春夫	男	T.S.H.R. 13年8月29日	21	△△大学	
姉	新発田 花子	女	T.S.H.R. 28年12月23日	5	〇〇保育園	
		男	T.S.H.R.			
		女	T.S.H.R.			

【記入上の注意】

- 1 保護者は、児童の主たる生計維持者かつ給付認定申請保護者と同一としてください。ただし、生計維持者が単身赴任等で新発田市以外に住民登録がある場合は、新発田市に住民登録がある配偶者等としてください。
- 2 入園児童の欄は、氏名に必ずふりがなをつけてください。また、性別の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 3 入園を希望する保育園名、入園を希望する理由欄には、希望する順に保育園等名を記入し、また、その保育園等を希望する理由を簡単に記入してください。(きょうだいが入園している、距離が近い、延長保育を実施している等)
- 4 入園児童の世帯員欄は対象児童を除く同居者全員(単身赴任者含む)を記入してください。「続柄」の欄は、対象児童からみた続柄を記入してください。また、同居者の中で対象児童のほかに保育園、幼稚園又は認定こども園等に入学している児童がいる場合は、施設名を記入してください。
- 5 保育園等への入園については、保育認定基準により希望期間に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

入園申込調査票

同居者の状況等 ※世帯分離している場合も記入してください。

保育理由 くんに認定 ささいを申請 のけ	父(31歳) 外勤・農業・自営業・ 内職・疾病障害・ 介護・就学・ 求職中・その他()	母(36歳) 外勤・農業・自営業・ 内職・疾病障害・ 介護・就学・ 求職中・その他()	祖父(59歳) 外勤・農業・自営業・ 内職・疾病障害・ 介護・就学・ 求職中・その他()	祖母(58歳) 外勤・農業・自営業・ 内職・疾病障害・ 介護・就学・ 求職中・その他()
外勤の くのだ場 さ合 さい入 して	勤務地(新栄田町) 出発時刻(7:30) 帰宅時刻(19:00)	勤務地(新栄田町) 出発時刻(8:00) 帰宅時刻(16:30)	勤務地() 出発時刻() 帰宅時刻()	勤務地() 出発時刻() 帰宅時刻()
く○合不 だを、存 さい付理在 いけ由の 。にて場	※出発・帰宅時間は一番多い時間帯を記入してください 単身赴任の方() (続柄:) (赴任先:) 育児休業中の方() (続柄:) (期間: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日) ※専居休業期間の変更が生じた場合は、必ず新栄田町子ども課へ連絡してください	死亡・離婚・未婚・ 別居・調停中・ 行方不明・その他	死亡・離婚・未婚・ 別居・調停中・ 行方不明・その他	死亡・離婚・未婚・ 別居・調停中・ 行方不明・その他

別居の祖父母の状況(上欄で同居している祖父母状況を記載した場合、又は不存在の場合、斜線を引いてください)

	父方		母方	
氏名	祖父()歳	祖母()歳	祖父(63歳)	祖母(59歳)
住所			芝田 株男	芝田 様子
就労の有無	有・無	有・無	新栄田町○○町	新栄田町○○町
職業			有・無 会社員	有・無
就労時間			8:30~17:30	
その他状況 (疾病・介護 ・難別等)				

入園希望児童の特別な入園の必要性

その他特筆すべき事情がある場合、ご記入ください。

その他 (該当する番号に○を付けてください)

現在の保育状況について

① 自宅で保育している(父()母()祖父()祖母()その他())

2 自宅外で保育している(預け先:)

3 その他()

入園後の送迎 ※保育園バスは保育短時間設定の場合のみ利用可能です。

手段 ① 自家用車 2 保育園バス 3 自転車 4 徒歩

送り: 1 父 ② 母 3 祖父 4 祖母 5 その他()

迎え: 1 父 ② 母 3 祖父 4 祖母 5 その他()

第5希望までの入園が困難な場合について

1 他園の紹介を希望 ② 自宅で保育(保育者(社 母))

3 育児休暇を延長(入園保留通知書は 必要・不要)

4 自宅外で保育(預け先())

きょうだいの入園の有無

1 無 ② 有 (園名等: ○○保育園)

きょうだいの2人以上での申込の場合について
(口から3のうち、いずれかに○を付けてください)

1 同じ園での入園のみを希望
きょうだいが同じ園に入ることを最優先に、入園調整を行います。きょうだいのどちらかが希望順位の高い園に入っても、もう一人が入れない場合は、次の希望園で調整します。

※申し込みましたきょうだいの全員が第1希望園に入れるよう、優先して調整するものではありません。

② 入園できれば、きょうだい別々の園でも可
きょうだいそれぞれが、可能な限り高い希望順位の園に入るよう調整します。
(きょうだい別々の園に入園決定される場合があります)

3 一人だけの入園でも可
調整の結果、申し込まれた園の全てに入園できないお子さんの分の申込は、取り下げとなります。

11 保育料について

- ◆ 3歳児クラスから5歳児クラスは無料となります。※別途副食費等がかかります。
- ◆ 2歳児クラスは給食費相当分の保育料がかかります。
- ◆ 0歳児クラスから1歳児クラスは、父母などの市町村民税額をもとに算定します。

4月～8月（前期保育料）は、「令和4年度の市町村民税額」、9月～3月（後期保育料）は、「令和5年度の市町村民税額」から算定します。



保育料などを確認（試算）する場合は、毎年6月頃に配付される市民税の通知書を参考にしてください。

保育料などを算定するときは、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄附金控除、配当割、株式譲渡所得割を控除する前の税額となります。また、父母の所得の状況によっては、同居の祖父母等の税額で算定する場合があります。

・普通徴収の方

税額控除額	
所得割減免額	
所得割額	

・特別徴収の方

税額控除前所得割額④	
税額控除額⑤	
所得割額⑥	

※税額控除額と所得割額の合算

◆月額保育料

認定区分	利用施設	月額保育料
1号認定	公立幼稚園 認定こども園	満3歳児（3歳になった日）から5歳児クラスの子どもの保育料は無料。ただし、通園送迎費などは実費徴収となります。
2・3号認定	保育園 認定こども園	2歳児（2歳になった後の最初の4月以降）から5歳児クラスの子どもの保育料は無料。ただし、通園送迎費などは実費徴収となります。0歳児から1歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもの保育料は無料。 別紙1「令和4年度4月以降 新発田市保育園・認定こども園保育料（2号認定・3号認定）」のとおり

◆納入方法

利用施設	保育料		副食費	
	納入先	納入方法	納入先	納入方法
公立保育園	新発田市	口座振替又は納付書	新発田市	口座振替又は納付書
私立保育園	新発田市	口座振替又は納付書	園	園が定める方法で納入
認定こども園	園	園が定める方法で納入	園	園が定める方法で納入
公立幼稚園	—	—	園	園が定める方法で納入

別紙1 令和4年度4月以降

新発田市保育園・認定こども園保育料（2号認定・3号認定）


世帯の階層区分		保育料(月額)			保育料(無料)
階層 区分	定義	0～1歳児		2歳児	3歳以上児
		保育標準時間認定	保育短時間認定	給食費相当分	副食費
1	生活保護世帯等	0円	0円	0円	各園によって 異なります (公立保育園は 一律5,400円)
2	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	
3	市町村民税均等割の額のみ の世帯	(4,900円)	(4,900円)	0円	
		12,700円	12,600円		
4	市町村民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	(4,900円)	(4,900円)	0円	
		16,700円	16,500円		
5	※57,700円未満の世帯	(4,900円)	(4,900円)	0円	
		18,100円	17,900円		
6	※77,101円未満の世帯	(4,900円)	(4,900円)	(0円)	
		20,600円	20,300円	7,500円	
7	97,000円未満の世帯	(4,900円)	(4,900円)	(0円)	
		20,600円	20,300円	7,500円	
8	133,000円未満の世帯	23,000円	22,700円	7,500円	
9	169,000円未満の世帯	25,500円	25,200円	7,500円	
10	191,000円未満の世帯	28,000円	27,600円	7,500円	
11	213,000円未満の世帯	30,400円	29,900円	7,500円	
12	235,000円未満の世帯	32,800円	32,300円	7,500円	
13	257,000円未満の世帯	34,800円	34,300円	7,500円	
14	279,000円未満の世帯	36,800円	36,200円	7,500円	
15	299,000円未満の世帯	38,800円	38,200円	7,500円	
16	301,000円未満の世帯	39,600円	39,000円	7,500円	
17	349,000円未満の世帯	40,400円	39,800円	7,500円	
18	397,000円未満の世帯	41,200円	40,600円	7,500円	
	397,000円以上の世帯	41,200円	40,600円	7,500円	

(※1) 3階層から5階層のうち市町村民税所得割額57,700円未満の世帯の保育料については、子どもの年齢を問わず、1人目は基準額、2人目は半額、3人目以降については0円とする。

(※2) 3階層から6階層のうち市町村民税所得割額77,101円未満の世帯におけるひとり親世帯等の保育料及び給食費については、()内の額とする。

備考

- 1 (注)の「ひとり親世帯等」とは、次に掲げる世帯をいう。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる障がい児又は障がい者のいる世帯
 - ① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ② 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 2 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に1人目は基準額、2人目は半額、3人目以降については0円とする。
- 3 この表の「世帯の階層区分」は、入園している児童と同一世帯に属して生計を一にしている直系尊属(父母、祖父母等)の税額を合算した額で決定する。
- 4 この表の「3歳未満児」とは、年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- 5 保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者である場合は、当該保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦若しくは同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第295条第1項第2号若しくは第314条の2第1項第8号若しくは第3項及び第314条の6(寡婦又は寡夫に関する部分に限る。)の規定の例により算出した市町村民税額に基づく階層の保育料とする。
- 6 多子世帯に係る特例措置は、次のとおりとする。
 - (1) 多子世帯軽減制度
3階層から5階層のうち市町村民税所得割額57,700円未満の世帯については、子どもの年齢を問わず、1人目は基準額、2人目は半額、3人目以降については0円とする。なお、子どもの年齢が高い順に1人目、2人目と数える。ただし、上の子は保護者が養育している子どもに限る。
 - (2) ひとり親世帯等の軽減制度
上記1(1)、(2)、(3)に該当する世帯で、3階層から6階層のうち市町村民税所得割額77,101円未満の世帯については、子どもの年齢を問わず、1人目は()の額、2人目以降については0円とする。なお、子どもの年齢が高い順に1人目、2人目と数える。ただし、上の子は保護者が養育している子どもに限る。

 **マイナンバーで課税額の確認を市で行い、保育料及び副食費免除について審査を
します。ただし、マイナンバーにより課税額を確認できない場合は、課税証明書等
の提出を求めることがあります。**

新発田市独自で、令和4年4月1日から 市民税課税世帯における保育所、認定こども園等の

2歳児保育を無料化しました。

※年齢標記については、お子様の令和5年4月1日時点の年齢にあてはめて、ご確認ください。

国の無償化

無償化の対象

5歳児保育料

4歳児保育料

3歳児保育料

市民税非課税世帯の
2歳児から0歳児保
育料

2歳児無料化

無償化の対象

5歳児保育料

4歳児保育料

3歳児保育料

2歳児保育料

市民税非課税世帯の
1歳児と0歳児保育料

新発田市の子育て支援
施策として、国の無償化
に加え、市独自で市民
税課税世帯の2歳児の
保育料や預かり保育事
業、認可外保育施設等
の利用料を無料化して
います。

保育所、認定こども園等を利用する子ども

【対象者・利用料】

- **保育所、認定こども園等を利用する2歳児の子どもの保育料が無料になります。**
 - 新発田市に住民票がある、令和2年4月2日から令和3年4月1日生まれの子どもが対象です。(令和5年度の場合)
 - 保育は無料ですが、給食費(7,500円)相当分の保育料及び実費徴収されている費用(通園送迎費、行事費など)は、無料化の対象外となり、これまでどおり、保護者の負担となります。
 - 年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降(※)の子どもについては、給食費の負担が免除されます。
(※)18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の0歳児から5歳児

認定こども園等の預かり保育を利用する子ども

【対象者・利用料】

- **無料化の対象となるためには、新発田市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**

[注]原則、通われている園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同じ要件)がありますので、申請書の「保育を必要とする事由」をご確認ください。

- **認定こども園等の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無料になります。**

[注]保育認定(2・3号)の延長保育料は無料化の対象外です。

児童発達支援（ひまわり学園）を利用する子ども

【対象者・利用料】

- **就学前の障がい児の発達支援を利用する2歳児の子どもの利用料が無料になります。**

〔注〕給食費及び実費徴収されている費用（おやつ代など）は、無料化の対象外となり、これまでどおり保護者の負担になります。

認可外保育施設等を利用する子ども

【対象者・利用料】

- **無料化の対象となるためには、新発田市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**

〔注1〕保育所（園）、認定子ども園等を利用していない方が対象となります。

〔注2〕「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同じ要件）がありますので、詳しくは、こども課までお問い合わせください。

- **認可外保育施設等を利用する子どもたちは、最大月額4.2万円までの範囲で利用料が無料になります。**

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり（子どもデイサービス）事業、病児病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。**

〔注1〕認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

〔注2〕子ども・子育て支援法施行細則第1条に定める基準を満たす認可外保育施設を利用した場合は、無料化の対象となりますが、基準を満たさない認可外保育施設を利用した場合は無料化の対象外となります。

企業主導型施設を利用する子ども

【対象者・利用料】

- **無料化の対象となるためには、新発田市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**

- 保育の必要性がある子どもとは、以下のとおりです。

①「従業員枠」の子ども・・・全ての子どもを保育の必要性がある子どもとします。

②「地域枠」の子ども・・・新発田市の保育認定（2号、3号）を受けている子どもとします。

〔注1〕保育所（園）、認定子ども園等を利用していない方が対象となります。

〔注2〕「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同じ要件）がありますので、詳しくは、こども課までお問い合わせください。

- **新発田市独自施策による2歳児の保育料無料化の上限額は、月額3.7万円までです。**

お問合せ先：新発田市こども課 TEL：0254-28-9230

「第3子以降保育料・給食費等助成事業」



～第3子以降のお子さんの保育料及び給食費等を助成・減免します～

新 発 田 市

少子化対策・子育て支援として、保護者の経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の0歳児及び1歳児の保育料及び2歳児から5歳児の給食費等を助成・減免する「第3子以降保育料・給食費等助成事業」を実施しています。

【対象】

18歳未満（※）の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の0歳児から5歳児

（令和5年度の保育料は、令和3年4月2日以降生まれのお子さんが対象となります。給食費等については、平成29年4月2日から令和3年4月1日生まれのお子さんが対象となります。）

（※）18歳未満とは・・・18歳に達する日以降の最初の3月31日まで

（令和5年度は、平成17年4月2日以降に生まれた方）

【助成・減免後の保育料及び給食費等】

助成・減免決定を受けた場合、保育料及び給食費等は全額助成・減免（0円）となります。

※延長保育、預かり保育、休日保育、デイサービス利用料等は助成・減免対象となりません。

【助成を受けるには】

- ① 申請書及び委任状（委任状の提出は認定こども園のみ）を入園予定の園へ提出してください。なお、未出生で保育園又は認定こども園への入園申込みをしている方については、お子さんが生まれてから申請書の提出をお願いします。
- ② こども課で認定のための審査をします。
- ③ 認定後、決定通知書を送付します。決定後の保育料及び給食費等については納入する必要はありません。

【注意事項】

養育している18歳未満の子どものうち、新発田市に住民登録をしていない方がいる場合は、居住地の住民票（本籍の記載のあるもの）を申請書に添付してください。

【問合せ】

新発田市こども課こども入園係

電話（0254）28-9230（直通）

12 提出前の最終確認について【チェック表】

チェック項目 【記入にあたっての注意点】	
<input type="checkbox"/>	すべての書類について記入漏れはありませんか？
<input type="checkbox"/>	申立書について押印漏れはありませんか？
施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書	
<input type="checkbox"/>	申請者（保護者）氏名と保育園等入園申込書の保護者氏名は、主たる生計者で同一の氏名になっていますか？
<input type="checkbox"/>	申請者氏名と申請書を持参される方が異なる場合、委任状欄は記入されていますか？
保育園等入園申込書	
<input type="checkbox"/>	表 入園児童の世帯員欄に世帯分離している祖父母等が記入してありますか？
<input type="checkbox"/>	中 別居の祖父母の住所（町名まで）、就労の有無、職業、時間は記入してありますか？
<input type="checkbox"/>	中 入園希望児童の特別な入園の必要性は、特筆すべき事情がある場合に限ります。
就労証明書	
<input type="checkbox"/>	産休・育休の状況は正しく記載されていますか？
保育認定のための申立書 その1	
<input type="checkbox"/>	添付書類はそろっていますか？
保育認定のための申立書 その2	
<input type="checkbox"/>	添付書類はそろっていますか？
求職活動（起業準備）に関する申立書	
<input type="checkbox"/>	添付書類はそろっていますか？（提出可能な場合）
チェック項目 【提出にあたっての注意点】	
書類はそろっていますか？	
<input type="checkbox"/>	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
<input type="checkbox"/>	就労証明書、保育認定のための申立書その1及び添付書類、保育認定のための申立書その2及び添付書類、求職活動（起業準備）に関する申立書 ※該当するものすべて
<input type="checkbox"/>	保育園等入園申込書
<input type="checkbox"/>	生活調査票
個人番号及び本人確認書類の用意はできていますか？	
<input type="checkbox"/>	申請者と申請書を持参される方が同じ場合（①又は②） ①個人番号カード ②本人確認書類（運転免許証等）と通知カード又は個人番号記載の住民票
<input type="checkbox"/>	申請者と申請書を持参される方が異なる場合（①及び②） ①申請書を持参される方（代理人）の本人確認書類（運転免許証等） ②申請者の個人番号カード、通知カード又は個人番号記載の住民票のいずれか

(令和4年10月1日現在)

保育園、認定こども園、幼稚園一覧

	園名	定員	対象月齢	開園時間	登園時間	降園時間	閉園時間	土曜閉園時間	住所	電話番号	送迎バス	3歳以上児の給食	備考/個人購入品	ホームページ	
公立	中井保育園	90	概ね4ヶ月～5歳児	7:00			19:00	19:00	小舟町2-3-25	23-1236		副食		※	
	五十公野保育園	90	2歳児～5歳児 ※0・1歳児は募集停止	7:30			18:00	17:30	五十公野4685-7	22-6826		副食	令和6年度～ 天ノ原保育園と統合予定	※	
	天ノ原保育園	85	概ね4ヶ月～5歳児	7:00			19:00	19:00	下内竹769-1	22-3622		副食		※	
	松浦保育園	45	概ね4ヶ月～5歳児	7:30			18:00	17:30	荒川542	32-1505	○	副食		※	
	うずが森保育園	40	概ね4ヶ月～5歳児	7:30			18:00	17:30	大槻4211-414	28-5281	○	副食		※	
	川東保育園	120	概ね4ヶ月～5歳児	7:00			19:00	19:00	下羽津1578-1	25-2067	○	副食		※	
	菅谷保育園	45	概ね4ヶ月～5歳児	7:30			18:00	17:30	菅谷144	29-2124	○	副食		※	
	ななは保育園	140	概ね4ヶ月～5歳児	7:00			19:00	19:00	三日市857	23-3113	○	副食		※	
	豊浦保育園	230	概ね4ヶ月～5歳児	7:00			19:00	19:00	大伝456-1	27-9200	○	副食		※	
	藤塚浜保育園	70	概ね4ヶ月～5歳児	7:30			18:00	17:30	藤塚浜4063-3	41-2468		副食		※	
	紫雲寺保育園	120	概ね4ヶ月～5歳児	7:00			19:00	19:00	真野原外3428	41-2413	○	副食		※	
	米子保育園	55	概ね4ヶ月～5歳児	7:30			18:00	17:30	真野原1731-8	41-2464	○	副食		※	
	大峰保育園	95	概ね4ヶ月～5歳児	7:00			19:00	19:00	下小中山328	33-2745	○	副食		※	
	私立	たから保育園	100	概ね5ヶ月～5歳児	7:30			19:00	19:00	則清1516	27-8415		副食		※
ひかり保育園		90	概ね5ヶ月～5歳児	7:30			19:00	19:00	舟入町2-1-23	23-3541		副食	3歳児～制服等	※	
大栄保育園		60	概ね5ヶ月～5歳児	7:30			19:00	19:00	大栄町4-6-22	26-5203		副食		※	
キッズ陽だまり園		120	2ヶ月～5歳児	7:00			19:00	19:00	諏訪町1-10-38	24-1166		副食	休日保育あり	○	
三の丸保育園		120	2ヶ月～5歳児	7:00			19:00	19:00	中央町5-8-19	24-3591		完全	制服等	○	
まごころ保育園しばた		140	2ヶ月～5歳児	7:00			19:00	19:00	城北町2-9-3	20-7870		副食		○	
バルkids陽だまり園		110	2ヶ月～5歳児	7:00			19:00	19:00	中央町5-4-2	26-1222		副食		○	
めばえ保育園		110	2ヶ月～5歳児	7:00			19:00	19:00	豊町4-8-4	24-0003		完全	2歳児～体操着等	○	
乳児園はるにれ		30	2ヶ月～2歳児	7:00			19:00	19:00	新栄町2-2-26	28-7140		完全	0～2歳児専用 土曜給食あり 休日保育あり	○	
エンジェルkids陽だまり園		110	2ヶ月～5歳児	7:00			19:00	19:00	富塚町2-4-13	28-1515		副食		○	
西園保育園	75	概ね4ヶ月～5歳児	7:00			19:00	19:00	住吉町1-7-6	22-2571		完全		※		
2号・3号認定	あやめこども園	60	5ヶ月～5歳児	7:30			19:00	19:00	大手町3-2-30	22-5828		2歳児～完全 (月1弁当)		○	
	わかば幼稚園	245	2ヶ月～5歳児	7:00			19:00	19:00	豊町2-7-10	22-6816	3歳児以上	完全	制服等	○	
	あおぼこども園	162	2ヶ月～5歳児	7:00			19:00	19:00	富塚町1-2-20	24-0008		完全	2歳児～体操着等	○	
	東幼稚園	79	6ヶ月～5歳児	7:15			19:00	19:00	舟入町3-4-14	23-5333	3歳児以上	完全	制服等	○	
	あそびの森すみよし保育園	110	4ヶ月～5歳児	7:00			19:00	19:00	住吉町2-8-12	22-2678		完全		○	
	新発田聖母こども園	60	6ヶ月～5歳児	7:30			19:00	19:00	中央町4-10-18	22-2045	3歳児以上 (3歳以上児月1弁当)	完全	3歳児～制服等	○	
	優の森こども園	110	4ヶ月～5歳児	7:00			19:00	19:00	住吉町4-18-16	28-3120		副食		○	
	あいこども園	80	2ヶ月～5歳児	7:00			19:00	19:00	豊町4-11-18	23-0100		完全	2歳児～体操着等	○	
	ルンビニ保育園	66	6ヶ月～5歳児	7:30			19:00	19:00	新富町3-2-3	22-0877		副食	3歳児～体操着等	※	
	認定こども園百華保育園	66	2ヶ月～5歳児	7:00			19:00	19:00	中央町1-1-10	22-3288		完全	制服等	○	
	1号認定	あやめこども園	34	満3歳・3・4・5歳児	7:30	8:30	14:30	19:00	△	大手町3-2-30	22-5828	○	完全 (月1弁当)		○
		わかば幼稚園	105	満3歳・3・4・5歳児	7:00	8:30	14:00	19:00	19:00	豊町2-7-10	22-6816	○	完全	制服等	○
		あおぼこども園	35	満3歳・3・4・5歳児	7:00	8:30	16:00	19:00	19:00	富塚町1-2-20	24-0008		完全	体操着等	○
		東幼稚園	71	3・4・5歳児	8:00	8:30	14:00	19:00	△	舟入町3-4-14	23-5333	○	完全	制服等	○
あそびの森すみよし保育園		45	満3歳・3・4・5歳児	7:00	8:30	16:00	19:00	19:00	住吉町2-8-12	22-2678		完全		○	
新発田聖母こども園		30	満3歳・3・4・5歳児	7:30	8:30	14:00	19:00	△	中央町4-10-18	22-2045	○	完全 (月1弁当)	3歳児～制服等	○	
優の森こども園		15	満3歳・3・4・5歳児	7:00	8:30	14:00	19:00	19:00	住吉町4-18-16	28-3120		副食		○	
あいこども園		15	満3歳・3・4・5歳児	7:00	8:30	16:00	19:00	19:00	豊町4-11-18	23-0100		完全	体操着等	○	
ルンビニ保育園		12	満3歳・3・4・5歳児	7:30	8:30	16:00	19:00	19:00	新富町3-2-3	22-0877		副食	3歳児～体操着等	※	
認定こども園百華保育園	12	満3歳・3・4・5歳児	7:00	9:00	16:00	19:00	19:00	中央町1-1-10	22-3288		完全	制服等	○		
幼稚園	公立	御免町幼稚園	70	満3歳・3・4・5歳児	8:40	8:40	14:00	15:30	△	大栄町4-5-17	22-4536		完全		※

※新潟県保育連盟掲載

利用にあたっての主な注意点等

◆保育園・認定こども園（2号・3号認定）の保育時間について

- 保育短時間：午前8時30分から午後4時まで
（開園から午前8時30分まで、午後4時から閉園までは、延長保育となります。別途、申し込みが必要です。【300円/日】）
- 保育標準時間：開園から午後6時まで
（午後6時から閉園までは、延長保育となります。別途、申し込みが必要です。【300円/日、月極申込みの場合は3,000円/月】）

◆幼稚園・認定こども園（1号認定）の預かり保育について

- 開園から午前8時30分まで、降園から閉園までは預かり保育となります。申込方法や利用料金は各園にお問い合わせください。（公立幼稚園は、早朝預かりはありません。）
- 長期休業期間、夏季休業中、行事振替休園日などの預かり保育・内容・利用料金については、各園で異なります。各園にお問い合わせください。

◆送迎バスについて

- 利用できる年齢・走行ルートなどは各園にお問い合わせください。

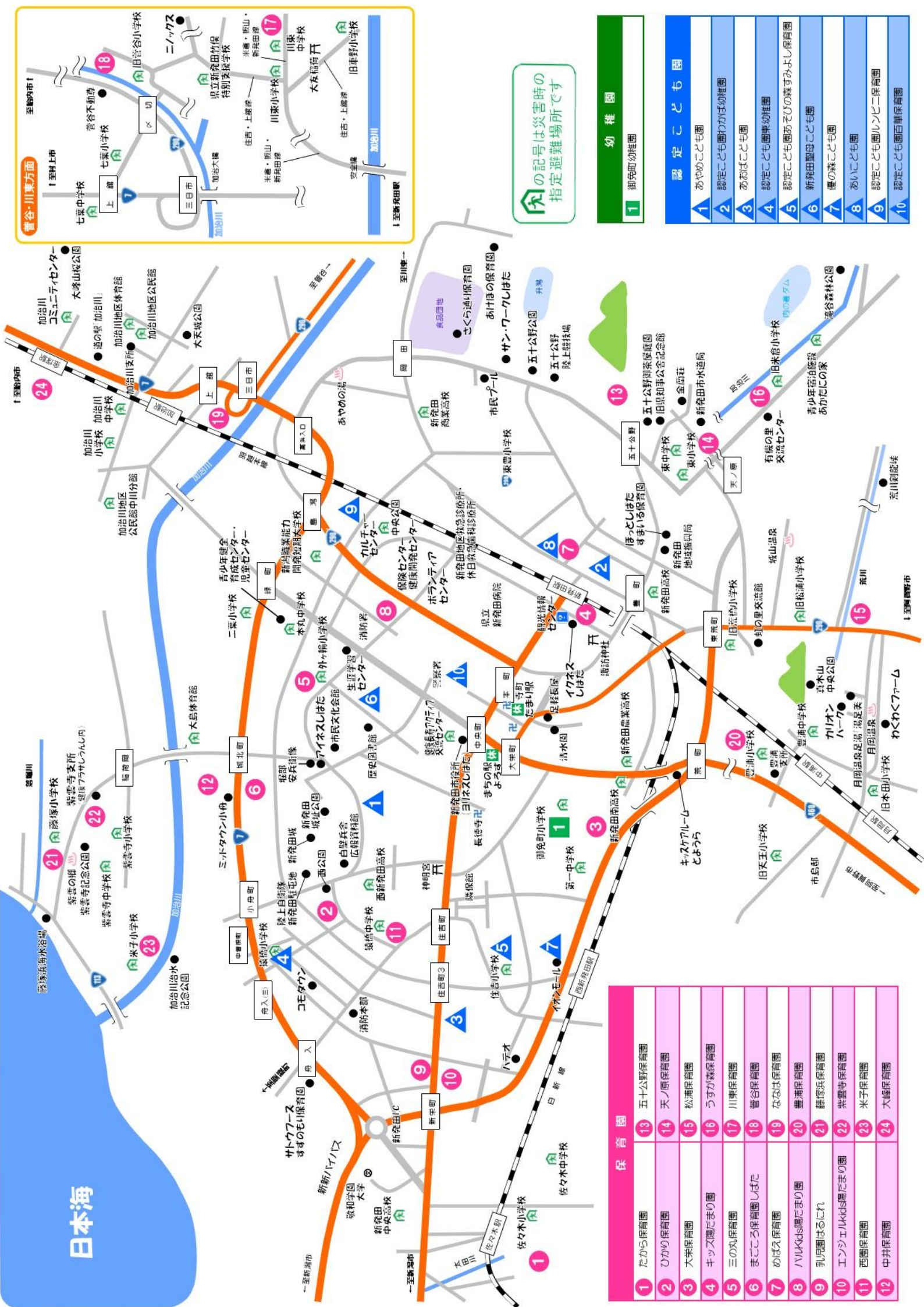
◆給食について ※土曜保育については、各園にお問い合わせください。

- 完全給食は副食（おかず）と主食（ご飯）が出ます。副食給食は、副食のみ出ます。主食は各自持参です。
- 保育園、認定こども園（2号・3号認定）は、次のとおり。
 - ・0～1歳児 完全給食で、給食費は保育料に含まれています。
 - ・2歳児 完全給食で、給食費は別途徴収となります。
 - ・3～5歳児 副食給食で、主食は各自持参です。副食費は別途徴収となります。※P24の保育園、認定こども園、幼稚園一覧の「3歳以上児の給食」欄が「完全」となっている園は、3歳以上児も完全給食のため主食代が別途徴収となります。
- 幼稚園、認定こども園（1号認定）
 - ・公立幼稚園：諸経費は、別途徴収となります。
 - ・認定こども園：諸経費は、別途徴収となります。また、お弁当持参の日がある園もあります。副食給食の園は、主食は各自持参です。

◆その他

- 保育料とは別に、帽子・絵本袋など各種用品代や教材代等がかかることがあります。各園にお問い合わせください。
- この一覧は、令和4年10月1日現在のものです。各園の内容が変更になる場合もあります。

日本海



内の記号は災害時の指定避難場所です

幼稚園
1 御幸町幼稚園

認定こども園	
1	あやめこども園
2	認定こども園わかば幼稚園
3	あおぼこども園
4	認定こども園東幼稚園
5	認定こども園あそびの森すまじ保育園
6	新発田聖母こども園
7	優の森こども園
8	あいこども園
9	認定こども園ロンビニ保育園
10	認定こども園百華保育園

保育園	
1	たから保育園
2	ひかり保育園
3	大栄保育園
4	キッズ園にまり園
5	三の丸保育園
6	まごころ保育園しはた
7	ゆはえ保育園
8	ハルキッズ園にまり園
9	乳児園はるにれ
10	エンジェルkids園にまり園
11	西園保育園
12	中井保育園
13	五十公野保育園
14	天ノ原保育園
15	松浦保育園
16	うすか保育園
17	川東保育園
18	菅谷保育園
19	なはは保育園
20	豊浦保育園
21	藤原保育園
22	紫雲寺保育園
23	米子保育園
24	大峰保育園

